

英領期上ビルマにおける地租制度の導入とその改変

—— タタメダ税, ヤシ税の導入を中心に ——

水 野 明 日 香 *

The “Land Revenue” of Upper Burma in the Colonial Period: Focusing on the Introduction of the *Thathameda* Tax and the Tree Revenue

Asuka Mizuno*

This paper is an attempt to clarify the nature of the “land revenue” of Upper Burma in the colonial period, focusing on the introduction of the *thathameda* tax and the tree revenue.

The “land revenue” assessed in the settlement operations of Upper Burma consisted of three heads; the land revenue proper; the *thathameda* tax, which was by definition a tax on non-agricultural income; and the tree revenue, which was a tax on produce of toddy sugar.

The latter two were actually remains of the comprehensive tax collected before the colonial period, called *thathameda*, and were planned to substitute land revenue proper at the beginning of the settlement operations. Moreover, they were assessed on each village, although the land revenue system of British Burma was based on the *ryotwari* system, under which individual cultivators were directly taxed. Why were the *thathameda* tax and the tree revenue introduced into the “land revenue” of Upper Burma?

I argue that land revenue proper did not cover the produce from land, because the *ryotwari* system was not adaptable to the society of Upper Burma. So the *thathameda* tax and the tree revenue had to be introduced to supplement a deficit in land revenue proper.

は じ め に

本稿の課題は、イギリス植民地政府によって、上ビルマに導入された、地租制度の実体はいかなるものであったのか、とりわけ、地租制度は導入される過程で、上ビルマの社会的現実に合わせて、どのような形に改変されたのかという点について、「(地租) 査定報告書」(Settlement Reports)¹⁾ の分析から考察することである。

このような課題を考察する意味は、次のようなものである。まず第一に、地租制度の実体について考察する意味であるが、英領期(1826-1948)に行われた土地に関する法的整備(例えば The Lower Burma Land and Revenue Act, 1876 の制定)や土地所有制度の改革は、地租の徴

* 東京大学大学院経済学研究科; Graduate School of Economics, University of Tokyo, 7-3-1 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo 113-0033, Japan

1) Settlement には慣用的には、「地租査定」「地租取り決め」等の訳語が当てられているが、本論では「地租」の概念的混乱を避けるために単に「査定」と訳す。

収を目的としていた。ゆえに地租制度を見ておくことは、この時期の土地制度について考察する上で不可欠である。

しかし、植民地期の社会経済史研究が少ないこともあり、地租制度そのものについての研究は、まだ非常に少ない。地租制度に関する代表的な研究は、斉藤氏と岡本氏による、イギリス植民地政府の土地政策との関連から扱ったものである。すなわち、英領ビルマにおける地租制度の基本方針は、植民地政府と耕作者の間に中間介在者の存在を認めず、政府が直接個々の耕作者から地租を徴収するというライーヤットワリー (ryotwari) 制であり、これを基礎とする自作農創設が土地政策の理念であった。それにも関わらず、実際に採られた政策は、大土地所有につながる土地の取得制度の施行、または耕作者の土地保有権 (landholder's right) 証明手段の未整備など、ライーヤットワリー制の理念に反するものであった [斉藤 1985: 148-153; 岡本 1997]。それではライーヤットワリー制に基づく地租制度の実態とは、そもそもどのようなものであったのだろうか。

第二に、上ビルマを対象地域とするのは、上ビルマの地域性を考慮するためである。上ビルマは植民地期に先立つコンバウン王朝の王都が存在した地であり、王朝時代の人口の中心地であった。また年間降水量、750 ~ 1,250 mm の乾燥地帯であり、新興開発地帯である下ビルマのデルタ地域とは、社会条件・自然条件共に異なっていた。そのため、上ビルマでは、下ビルマとは異なる法、「上ビルマ土地租税法」(Upper Burma Land and Revenue Regulation, 1889) が適用された。これまで植民地期の社会経済史研究は、主に下ビルマを対象地域としてきた。しかし、植民地期とその前後の時代的連関や植民地期の特徴について、今後さらに研究を深めていくためには、上ビルマも視野に入れる必要があるだろう。

第三に、特に、地租制度の導入過程での改変について考察するのは、この改変が上ビルマの社会状況を反映して行われたと思われるからである。本論に即して具体的に述べると、英領ビルマにおける地租 (land revenue) という概念は広いものであり、土地そのものを課税対象とする狭義の地租 (以下断りなく「地租」と言った場合にはこの狭義の地租を指すこととする) の他に、漁業税、塩税、人頭税、移動耕作税などが、広義の地租概念に含まれていた [Report on the Committee Appointed to Examine the Land Revenue System of Burma, Vol. 1 (以下 Committee と略) 1922: 12]。さらに上ビルマでは、地租制度は導入される過程で改変され、広義の地租概念に、タタメダ税 (thathameda tax) とヤシ税 (tree revenue)²⁾ が加えられた。そして査定事業においては、狭義の地租、タタメダ税、ヤシ税の三つの税の課税額が算定されることとなった。タタメダ税とは、王朝時代に徴収されていた同名の税をモデルとして導入さ

2) tree revenue の対象となった樹木は、上ビルマでは基本的にはヤシ樹であったので「ヤシ税」という訳語を当てた。

れた、非農業所得 (non agricultural income) に対する課税と定義される税であった。またヤシ税とは、ヤシ糖生産からあがる収益に対する税であり、ヤシ樹そのものを直接の課税対象とした。両税は、地租とは異なり、村を単位として課税が行われたという特徴を持つ税であった。しかしながら、タタメダ税とヤシ税に相当する税は他の英領インドでは徴収されていなかった。これらの税は地租制度の導入過程で、上ビルマの社会に対応して導入された税であった。それでは、タタメダ税とヤシ税は、なぜ、いかなる状況に対応して導入されたのだろうか。

以上の課題を、本論では次のような手順で考察していく。第I章ではまず、王朝時代末から英領下において、査定事業が開始されるまでの期間に徴収されていた、「タタメダ」と呼ばれていた税について概観する。これは英領下におけるタタメダ税のモデルとなった税である。次に

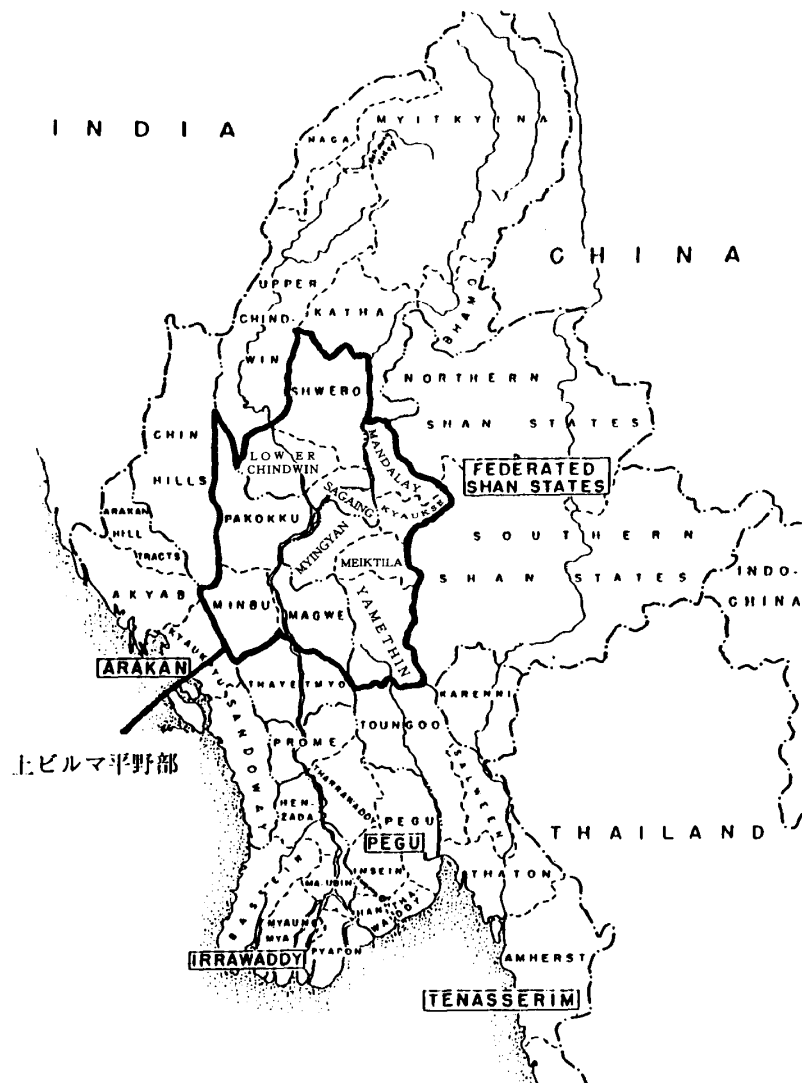


図1 上ビルマ平野部

出所：[Andrus 1948: 347]

第Ⅱ章では査定事業による地租制度の導入、すなはち王朝時代のタタメダから地租への切り替え作業を見ていく。第Ⅲ章では、地租制度を導入する過程において、タタメダ税とヤシ税が導入された理由を両税の査定過程から探り、最後にタタメダ税とヤシ税も含めた上ビルマにおける広義の地租制度の実体を検討する。

資料は主として「査定報告書」(Settlement Reports)に限定する。「査定報告書」とは、19世紀末から20世紀初頭にかけて各県ごとに行われた査定事業に関する、各県の査定官(Settlement Officer)が作成した報告書である。報告内容の中心は、地租、タタメダ税、ヤシ税の課税額算出方法であるが、他にも県内の人々の生活状況、査定年の天候等についても記載されている。「査定報告書」は、最終的には財務長官(Financial Commissioner)に提出された。財務長官は、これに基づき査定官の査定方法や算出した課税額が適切であるかを検討し、査定結果の承認を行った[Committee 1922: 161]。

本論が対象とする地域は、「上ビルマ土地租税法」に基づき査定が行われた平野部の11県、下チンドウィン県、チャウセー県、マグウェ県、マングレー県、メイッティラー県、ミンブー県、ミンジャン県、パコック県、ザガイン県、シュエボー県、ヤメティン県である。³⁾

I 査定事業開始以前の税——タタメダ

イギリス支配が及ぶ直前の上ビルマでは、課税の対象となっていた耕地は、アヤードーと呼ばれる直轄王領地やマイン稲⁴⁾の作付地、川の中洲や雨期には水没し乾期に現れて耕作できる沖積地などわずかな面積にすぎず、人々から徴収する租税の中心はタタメダであった[Settlement Report, V/27/314/283 (Magwe) 1905: 61-63; V/27/314/300 (Minbu) 1900: 49-52 (Magwe, Minbu は県名を表す。以下同様)]。王朝時代のタタメダについて現在明らかにされているところによれば、タタメダとはビルマ語で10分の1を意味し、ミンドン王(在位1853-78)により1850～70年代に試行錯誤の末に導入された税であった。タタメダの課税方法・内容は地方ごとに多様であったので、ここではミンブー県を例に、「査定報告書」中の王朝時代の税に関する記述から、導入の経緯、課税方法を見てみよう。

ミンドン王は即位すると、それまでの地租と戸数割税(エインダー税)を廃止し、ユワ(村)やミョウ⁵⁾ごとに一定額を課税し、徴収・納入の責任を、村長、ミョウ・ウン(ミョウの役人)

3) 植民地期間を通して、各県境はしばしば変更されたが、論旨に影響はないので、特に補正はせず、資料に従った。

4) 乾期に川の沖積地などで作られる、非感光性の稲。

5) 植民地期以前におけるビルマ社会の基礎的構成単位とされているが、地縁的組織でも血縁的組織でもないとしており、その実態についてはまだ解明されていない。内には一～数百のユワ(村)を含み、全国には4,600程度存在したとされる[斉藤1975: 97-107]。

に負わす「合計額算定」(fixed lump sum assessment)⁶⁾ 制度を導入した。しかしこの制度は成功せず、すぐに一世帯当たり一律3ルピーの戸数割税に戻された。さらにその後1863年(又は67年)には、再び戸数割税を廃止し地租を導入、全ての土地から生産物の10分の1を徴収することとした。しかし2～3年後にはこの地租も、直轄王領地の水田を除き廃止された。このような曲折を経て、最終的に導入されたのが、タタメダであった。[Settlement Reports, V/27/314/300 (Minbu) 1900: 50]

タタメダは、後のイギリス植民地政府の理解では、財産税 (tax on property) であると同時に、所得税 (income tax) でもあり、一部は地租 (land tax) でもあるような包括的な税であった。具体的には、地味、耕作形態、土地以外から得られる収益等を考慮し地域ごとに一世帯当たりの課税額を決め、この額に村・ミョウ内の世帯数を乗じた額が村・ミョウごとに課された。例えば、灌漑の整った地域では一世帯当たりの課税額は高く、生産力が低い地域などでは低く課税された [*loc. cit.*]。村・ミョウごとに課されたタタメダは、村・ミョウ内で一律に分担されたのではなく、村・ミョウの中で選ばれたタマディ⁷⁾と呼ばれる村の評定役 (village assessor) が、各世帯の担税能力 (taxable capacity) に応じて、一世帯当たりの課税額を調整した。担税能力は、播種量や役畜の頭数 (土地の広さ)、⁸⁾ 世帯内の成人男女の人数 (労働力) などにより量られた [Settlement Reports, V/27/314/283 (Magwe) 1905: 62]。

上ビルマを植民地化して以降、査定事業を開始するまでの期間、イギリスはいくつかの点については改変しながらも、基本的に王朝時代の税制を継承した。タタメダについては、一世帯当たりの課税額を一律に10ルピーとし、引き続き租税の中心として徴収した。地租が課されていた耕地に関しては、物納から貨幣納への変更、簡単な測量、政府と耕作者の間の徴税請負人の排除などを試みつつ、土地面積の単位、税率、徴収方法等は王朝時代の慣習に従い、引き続き課税を行った [Settlement Reports, V/27/314/300 (Minbu) 1900: 52-58]。

植民地化直後の混乱を平定し、安定的な徴税が可能となった1890年代、旧王都であり課税対象となる耕地が豊富に存在したチャウセー県とマングレー県を除き、タタメダは各県の税収の8～9割を占めた (表1参照)。このような中、「全ての土地に対して課税する政府の権利を直ちに主張すべきだ」という議論が政府内でおこり、「上ビルマ土地租税法」(The Upper Burma Land and Revenue Regulation, 1889) が制定され、地租が徴収されることとなった [Committee 1922: 45]。

6) 「査定報告書」中の表現。

7) タマディとは村内のどのような人物であったのかは不明であるが、村長と同一人物とは限らなかった。1915-19年、マグウェ県の213の村で調査した結果、65村でタマディは指名されていなかった [Settlement Reports, V/27/314/284 (Magwe) 1921: 53-54]。

8) 王朝時代、土地の広さは、播種量 (例えばゴマ3バスケット蒔きの田、苗120束植えの田) や、10人が一日で苗を植ええられる (10人植えの田)、一対の役畜が耕作することのできる広さなどの間接的、相対的尺度で表された [Settlement Reports, V/27/314/300 (Minbu) 1900: 52]。

表1 査定事業以前の徴税額

単位：ルピー

県 名	年 ⁱ	タタメダ	地 税 ⁱⁱ	合 計
下チンドウィン	1901	581,890	9,273	591,163
チャウセー ⁱⁱⁱ	1901	159,578	602,363	761,941
マグウェ	1895	438,435	17,600	456,035
マンダレー	1892	191,856	240,887	432,743
メイッティラー	1898	372,688	72,635	445,323
ミンブー	1892	294,486	61,012	355,498
ミンジャン	1898	595,120	40,333	635,453
パコック	1904	661,253	122,347	783,600
ザガイン	1892	494,912	93,479	588,391
シュエボー	1900	606,826	121,913	728,739
ヤメティン	1897	249,345	49,812	299,157

出所：Settlement Reports; V/27/314/253 (Lower Chindwin) 1910: 38; V/27/314/281 (Kyaukse) 1906: 20; V/27/314/283 (Magwe) 1905: 60; V/27/314/285 (Mandalay) 1894: 24; V/27/314/295 (Meiktila) 1900: 45-46; V/27/314/300 (Minbu) 1900: ix; V/27/314/311 (Myingyan) 1901: 233; V/27/314/315 (Pakokku) 1910: 25; V/27/314/338 (Sagaing) 1903: 70; V/27/314/343 (Shwebo) 1906: 113; V/27/314/370 (Yamethin) 1902: 18

- i 年の欄は、税が徴収された年。数字が得られた限り、査定事業が開始された前年度を採用した。ただし、下チンドウィン県、マンダレー県、メイッティラー県、シュエボー県は、査定事業開始年度の数字しか得られなかった。またマグウェ県は、査定事業の前年が天候不順のため著しく税収が少なかったため、さらに前年を採用した。
- ii 水利税 (Water tax) も含む。
- iii チャウセー県は 1890 年から 1892 年まで既に査定事業が行われており、この数字には査定以降の地税も含まれている。しかし査定官が査定事業途中で病死したため、事業は不完全に終わったうえ、「査定報告書」にも不備が多く、事業以前のタタメダに関する統計は得られなかったため、二回目の「査定報告書」からの数字を用いた。

II 上ビルマへの地租の導入

上ビルマへの地租の導入は、様々な収益に対する包括的な税であるタタメダから、土地測量に基づく一定額の納税を、個々の耕作者に負わせる地租に切り替えるという作業であった。この作業は、主に 3 つの過程からなる査定事業を経て行われた [Furnivall 1957: 205-209]。

第 1 の作業では測量が行われ、土地の境界等を記した「査定地図」(Settlement Map) が作成された。まず査定区域は、平均的には 1 平方マイル程度の、クウィン (*kwin*) と呼ばれるビルマ固有の単位である耕作区 (patches of cultivation) に区切られた。クウィンはさらに、団地 (field)⁹⁾ ごとに区切られ、その上で保有の単位である筆 (holding) の境界設定が行われた。筆とは、一人 (共同保有の場合もある) の保有者が保有しているひとまとまりの土地を指す単

9) patches of cultivation, field は岡本論文 [1997: 92-93] では、それぞれ「耕地片」「地片」という訳語が当てられている。

位であった [ibid.: 206-210; 岡本 1997: 92-93]。

2番目の作業では、第1の作業で作成された「査定地図」をもとに、各筆ごとに実際の占有者名と土地保有 (tenure) について記録した「権利の記録」(Record of Rights) が作られた。上ビルマにおける保有の形態は、国有地 (State-land) と非国有地 (Non State-land) という二種類の概念であり、耕作者や古老からの聞き取りに基づき、各県の査定官がどちらであるかを宣言した [Furnivall 1957: 209-214]。国有地とは、「上ビルマ土地租税法」によると、政府に属する、又は政府が処分権を有する土地であり (第23条)、規定上は国有地の占有者は、相続権又は用益・占有の譲渡権を有さなかった (第25条)。具体的には、(a) かつて直轄王領地 (royal land) と称されていた土地、(b) 扶持地 (land for official service)、(c) 川の中洲や雨期には水没し、乾期に現れて耕作できる沖積地、(d) 荒蕪地、保護林、(e) かつて耕作されていたが放棄されている土地で、この規則施行から2年以内に所有権 (ownership) の主張がなされない土地であった (第23条) [The Upper Burma Land Revenue Manual 1939 (以下 *Revenue Manual* と省略) 1939: 12-14]。¹⁰⁾ 国有地と宣言された土地は、マンダレー県、チャウセー県では約70%にも及んだが、その他の県では約10～15%程度であり、その他の土地は全て非国有地とされた (各県の Settlement Reports, Statement 2より計算)。

査定作業の最後は、1エーカー当たりの課税要求額の算定であった。課税の基準は時代、上下ビルマにより異なったが、上ビルマにおける課税額の基準は、「粗収益」(gross produce) から実際の「生産費」(cultivation cost) のみを引いたものとして定義される、土地の「純収益」(net produce) であった [Committee 1922: 18-19]。「純収益」は、1900年前後に行われた初期の査定では、土壌や作物により分類した「灌漑稲作」(weir-irrigated paddy)、「天水田」(mogaun, rain paddy land)、「畑」(ya) などの「算定区」(assessment tract) ごとに、算出された。¹¹⁾ 当時はヤシ樹も、基本的には「算定区」の一つである「果樹園」(gardens and orchards) として、ヤシ糖生産からあがる収益を土地の収益に還元し算定されていた。具体的には、まず1エーカー当たりの収量を、坪刈り (crop measurement) により確定し、これに近隣の市場価格を乗じたものを「粗収益」とした。一方「生産費」は、主に種子の購入費、農具の減価償却費、家畜の飼育費、雇用労働があればその費用からなっており、耕作者への聞き取り調査から求めた [Settlement Reports, V/27/314/300 (Minbu) 1900: 79-94 等各県の報告書]。

10) イギリスが国有地、非国有地という概念を作った理由、このような分類を行った意味についての研究は今後の課題としたい。

11) 20世紀以降は、さらに地域性も加味して査定範囲内を約1～20の地域に区切り (これが「算定区」(assessment tract) と呼ばれるようになった)、各算定区ごとに「基本地目区分」(main kind) (20世紀以前の「算定区」に相当) 別に「純生産」は算出された。

論理的には、こうして得た「粗収益」から「生産費」を引いた「純収益」の2分の1を課税額とすることが定められていた。¹²⁾しかし実際に「純収益」の2分の1が課されることは、ほとんどなかった。第一に、以上のような課税額の算定方法自体に問題があった。査定官であったファーニバルも指摘しているように、「生産費」には耕作者の自家労賃などが含まれていなかったもので、「純収益」の2分の1という額は、支払い不可能なほどの高額となった [Furnivall 1957: 215-217]。そのため実際の算定は、前例、他県の例、地価、地代、不確実な収穫、人々の生活状況など「全般的な考慮」(general consideration)によって行われた。その結果、査定により提案された課税額は、マグウェ県の例では、最上の国有地「灌漑稲作地区」で「純収益」の4分の1、「モガウン稲作地」や「畑」で「純収益」の6分の1～7分の1程度となった [Settlement Reports, V/27/314/283 (Magwe) 1905: 106-112]。

第二に、地租徴収開始当初は、「王朝時代、課税されていなかったという伝統的な特権に対する一定の配慮」の結果、多くの県で耕地の8～9割を占めた非国有地の税率は、国有地の税率の4分の3とされた [Settlement Reports, V/27/314/300 (Minbu) 1900 (Review by the Financial Commissioner): 16]。

第三に、査定事業で提案された額が、そのまま毎年の課税額となったわけではなかった。英領ビルマにおいては、作付けの行われた土地のみを課税対象とする「変動算定」(fluctuating assessment)が採用されていた。そのため、個々の耕地に対する具体的な課税額は、査定事業で提案された1エーカー当たりの課税額をもとに、土地記録局(Land Records Department)が毎年算定を行った。「変動算定」により、下ビルマでは休閒地を除く全ての耕地が、不安定な気候のため不作となることの多い上ビルマでは、平年の4分の1以上収穫があった地域のみが課税対象とされた。これは他の英領インドの諸州と比較した場合、ビルマの一大特徴であった。インド政府は「固定算定」(fixed assessment)で課税することを望んでおり、ビルマでもその導入が再三試みられたが、実現されることはなかった [Committee 1922: 20-24]。上ビルマで最も初期に査定が行われた県の一つであるミンブー県では、「変動算定」と「固定算定」の二通りの場合で課税額を算定したが、「変動算定」の方が税率をより高く設定することが可能である、王朝時代の慣習に適合的であるなどの理由で、前者が採用された [Settlement Reports, V/27/314/300 (Minbu) 1900 (Review by the Financial Commissioner): 12-13]。

以上の理由から上ビルマにおいて、イギリスは意図していたような課税を行うことができなかった。査定事業により徴収されることとなった地租の額は、チャウサー県、マングレー県などの旧王都周辺の灌漑設備の整った県を除き、それまで徴収されていたタタメダと地租に及ば

12) 「純収益」の2分の1を地租とする理論的根拠は、リカードの差額地代論に基づく [松井 1987: 14-22]。なお松井は net produce に「純生産物」という訳語を当てている。

表2 各県の地税・ヤシ税¹⁾とタタメダ税の徴収額 1905-1910年²⁾

単位：ルピー

		1905	1906	1907	1908	1909	1910	平均	割合
チャウセー	地税・ヤシ税	653,883	718,451	750,797	808,182	692,657	660,602	714,095	68%
	タタメダ税	164,057	16,281	138,400	15,917	849,442	817,146	333,541	32%
	合計	817,940	734,732	889,197	824,099	1,542,099	1,477,748	1,047,636	100%
マグウェ	地税・ヤシ税	460,951	352,518	446,549	470,068	491,617	395,396	436,183	66%
	タタメダ税	202,936	209,753	212,948	220,121	242,584	252,505	223,475	34%
	合計	663,887	562,271	659,497	690,189	734,201	647,901	659,658	100%
マンドレー	地税・ヤシ税	634,860	675,195	698,748	804,086	825,346	799,445	739,613	74%
	タタメダ税	295,502	292,260	228,134	252,541	251,430	268,551	264,736	26%
	合計	930,362	967,455	926,882	1,056,627	1,076,776	1,067,996	1,004,350	100%
メイティラー	地税・ヤシ税	435,319	338,637	189,918	377,880	488,320	393,667	366,015	71%
	タタメダ税	162,963	160,301	124,575	152,478	160,977	171,687	152,259	29%
	合計	598,282	498,938	314,493	530,358	649,297	565,354	518,274	100%
ミンプー	地税・ヤシ税	428,802	376,425	328,221	401,412	419,122	280,273	372,376	59%
	タタメダ税	270,107	270,325	268,069	265,707	268,529	232,541	262,546	41%
	合計	698,909	646,750	596,290	667,119	687,651	512,814	634,922	100%
ミンジャン	地税・ヤシ税	425,739	348,140	271,813	453,533	468,448	453,913	403,598	62%
	タタメダ税	242,650	236,806	197,422	250,177	265,222	277,382	244,943	38%
	合計	668,389	584,946	469,235	703,710	733,670	731,295	648,541	100%
ザガイン	地税・ヤシ税	428,041	445,077	289,108	447,232	493,626	457,093	426,696	60%
	タタメダ税	295,144	298,718	230,239	278,209	293,638	305,456	283,567	40%
	合計	723,185	743,795	519,347	725,441	787,264	762,549	710,264	100%
ヤメティン・ ピンマナ	地税・ヤシ税	176,207	199,888	222,280	236,847	287,932	257,275	230,072	71%
	タタメダ税	86,724	89,160	91,293	95,737	97,567	97,529	93,002	29%
	合計	262,931	289,048	313,573	332,584	385,499	354,804	323,073	100%
ヤメティン・ ヤメティン	地税・ヤシ税	228,980	150,371	139,420	217,130	341,318	258,592	222,635	64%
	タタメダ税	114,394	122,890	115,621	125,830	133,371	133,657	124,294	36%
	合計	343,374	273,261	255,041	342,960	474,689	392,249	346,929	100%
		1910	1911	1912	1913	1914	1915	平均	
下チンドウィン	地税・ヤシ税	306,535	344,314	441,605	457,994	392,112	387,615	388,363	60%
	タタメダ税	282,885	246,842	249,504	256,346	263,325	266,258	260,860	40%
	合計	589,420	591,156	691,109	714,340	655,437	653,873	649,223	100%
パコック	地税・ヤシ税	—	412,851	579,588	590,946	422,836	524,374	506,119	63%
	タタメダ税	—	277,381	287,374	296,614	306,417	306,851	294,927	37%
	合計	—	690,232	866,962	887,560	729,253	831,225	801,046	100%
シュエボー	地税・ヤシ税	505,662	432,990	431,397	525,341	505,602	455,545	476,090	61%
	タタメダ税	300,385	307,466	304,231	307,715	317,075	323,309	310,030	39%
	合計	806,047	740,456	735,628	833,056	822,677	778,854	786,120	100%

出所：Settlement Reports; V/27/314/282 (Kyaukse) 1923: 90-91; V/27/314/284 (Magwe)

1921: 116-117; V/27/314/288 (Mandalay) 1924: 150-151; V/27/314/297 (Meiktila)

1911: 170-171; V/27/314/312 (Myingyan) 1917: 222-223; V/27/314/339 (Sagaing)

1921: 100-101; V/27/314/371 (Pyinmana subdivision of Yamethin) 1913: 101; V/27/314/372 (Yamethin) 1928: 144-145; V/27/314/316 (Pakokku) 1934: 152-153; V/27/314/345 (Shwebo) 1924: 210-211.

Burma Gazetteer: Meiktila District, Vol. B 1913; Minbu District, Vol. B 1913; Chindwin District, Vol. B 1913.

注：1) 資料中では Land and Tree Revenue と一括して扱っており、ヤシ税自体の徴収額は「査定報告書」の範囲では追うことができない。なおここでは Tree Revenue とあるが、上ビルマの場合、これはヤシ税である。

2) 査定事業の開始年は県により異なるので、ここでは各県の統計が出揃う、1905年以降を採った。ただし20世紀以降に査定事業が開始されたチンドウィン、パコック、シュエボーの3県は、1905年の時点では査定は完了していなかったもので、1910年からの6年間を採った。

ない県がほとんどであった（表 1, 2 参照）。また、査定で扱われた税のうち、地租が占める割合は、6 割程度にとどまった。さらに「変動算定」のため、毎年の地租の徴収額は不安定となった。例えば、ミンジャン県では、1905 年から 1910 年に徴収された地租は、約 27 万ルピーから 47 万ルピーの間を変動し、前年より 7 万ルピーも減少した年もあった（表 2 参照）。

Ⅲ タタメダ税、ヤシ税の導入

Ⅲ-1 英領下におけるタタメダ税

地租の導入が前節で述べたような状況であったのに対し、査定事業で扱われた税の約 4 割を占め、且つ安定的な財源となったのは、王朝時代のタタメダを改変し、新たに導入されたタタメダ税であった。英領下で導入されたタタメダ税は、定義上は非農業所得（non-agricultural income）に対する税であったが、実際の課税は王朝時代のタタメダに倣い、各村ごとに行われるという特徴を持っていた。しかしこのようなタタメダ税に相当する税は、他の英領インドには見られないものであり、実際、当初の構想では、王朝時代のタタメダは完全に廃止される予定であった [Committee 1922: 126-127]。ではなぜ上ビルマにおいては、地租制度を導入する過程で、タタメダ税は残されたのだろうか。この問いについて、本節ではタタメダ税の算定過程から考えてゆくことにする。

査定開始当初、タタメダ税の算定方法は決められておらず、査定官達は頭を悩ませた。しかし査定官達の試行錯誤は成功とはいえず、「査定報告書」を読んだ当時の近隣県の査定官、査定長官達も「何を計算しているのか分からない」と評するような状況であった [Settlement Reports, V/27/314/283 (Magwe) 1905 (Note by the Settlement Commissioner): 7-8]。例えばメイティラー県では、「査定の前年度、国有地の保有者は、タタメダ 33,657 ルピーと地租 57,442 ルピーを支払っていた。つまり支払った税額に占めるタタメダの割合は 37% であった。非国有地の占有者が支払ったタタメダ税の総額、256,768 ルピーの内訳も 37% がタタメダであると仮定すれば、「純粹」(pure) なタタメダが 95,005 ルピー、地租は 161,764 ルピーということになる。仮に一世帯当たり 10 ルピーのタタメダを課した場合、県内には 36,641 世帯が在住するのでタタメダの総額は 366,410 ルピーとなる。366,410 ルピーから 161,764 ルピーを引くと 204,646 ルピー、これを 36,641 で割ると、一世帯当たりのタタメダ税の課税額は約 5.8 ルピーである」といった調子であった [Settlement Reports, V/27/314/295 (Meiktila) 1900: 72]。ここから窺えることは、何かを計算していると言うより、課税するべきタタメダ税のおよその額はあらかじめ決まっていて、計算は後からつじつまを合わせるために考えられた可能性が高いということである。

ではタタメダ税の課税額はどのようにして決められたのだろうか。この点について示唆的な

のはミンジャン県の算定である。同県では、査定で算出された県全体の地租は、全ての耕作地を課税対象とした場合、530,050 ルピーであった。これに対し、査定事業中である1900年度の徴税額は、タタメダ 643,485 ルピー、国有地租 (State land tax)¹³⁾ 46,885 ルピーの計 690,370 ルピーであった。そこで、この 690,370 ルピーから査定結果の 530,050 ルピーを減じた差額である 160,320 ルピーをタタメダ税とするべきだとしている [Settlement Reports, V/27/314/311 (Myingyan) 1901: 58-60]。

むろんミンジャン県でも、差額として求められた 160,320 ルピーをそのままタタメダ税としたわけではなく、人々の生活状況や近隣の県でのタタメダ税の徴収額を考慮して調整した結果、実際に課されることになったタタメダ税の額は 201,956 ルピーであった [ibid.: 65]。しかし、基本的にタタメダ税は、地租を査定する以前に徴収していたタタメダと査定により算出された地租額の差額、もしくは比較から演繹的に求められたと言えるだろう。このことは算定方法が確立される 1910～20 年代に行われた査定においては一層明確である。新しく確立された方法では、まず農業労働、小売業、運送業、家畜の販売、手工業等からなる非農業所得に関する聞き取り調査を行った。次に県全体の農業所得・非農業所得の比率を求め、この比率で 10 ルピー（査定以前に徴収していたタタメダの一世帯当たりの課税額）を分割した。例えばマグウェ県では、非農業所得が県全体の所得に占める割合は、39.7% であったので、この割合から世帯当たりの平均課税額は 3.97 ルピーとされた [Settlement Reports, V/27/314/284 (Magwe) 1921: 12-13, 105-106]。この方法は、査定以前に徴収していたタタメダの一世帯当たりの課税額 10 ルピーは、地租（農業所得）と非農業所得に対する税から構成されていたという仮定に基づくものであった。

つまりタタメダ税は、実質的には王朝時代のタタメダが一部残されたものにすぎず、実際には必ずしも非農業所得に対する税を意味しなかった。これは、タタメダ税の村内での分配のされ方からも明らかであった。イギリス植民地政府は、算定の行き届かない部分を、村内での分配により調整することを期待し、村内での分配は、タマディと呼ばれる村の評定役 (village assessor) に任せた。タマディは、各世帯の「状況と支払い能力」(circumstances and ability to pay) に応じて、村内で「公正な算定」(just assessment) を行うよう「地租規則」で定められていた [Revenue Manual 1939: 38-39]。しかし村内における実際の「公正な算定」とは、非農業所得を多く得ている者に多く分配することではなく、耕地の保有面積、牛の所有頭数など資産から判断される裕福さの「感じられた差」(differences to be felt) により分配するという王朝時代の方法に乘っ取ったものであった [Settlement Reports, V/27/314/284 (Magwe) 1921: 53-54]。

13) 水利税 (Water tax) 1,885 ルピーを含む。

要約すると、英領下のタタメダ税は、王朝時代、様々な収益に対して包括的に課されていたタタメダから、地租に切り替える過程で考案された税であった。土地の測量に基づく地租だけでは、十分な課税が行えなかったため、イギリスは税収の不足分を補うために、王朝時代のタタメダを、「非農業所得」に対するタタメダ税として改変し存続させた。その際、課税対象を「非農業所得」とする発想は、地租の課税対象が「農業所得」であったため、不足分は「非農業所得」に対する課税であろうという推論から出たものであった。

Ⅲ-2 ヤシ税の導入

地租だけでは十分な課税が行えず、王朝時代に徴収されていたタタメダを、一部タタメダ税として残さざるをえない状況のなか、20世紀以降になると、さらにヤシ税が導入された。ヤシ税とは、ヤシ糖生産からあがる収益に対して、¹⁴⁾ 地面とは別にヤシ樹 (*Borassus flabellifer* L., パルミラヤシ) そのものを課税対象とする税であったが、実際にはタタメダ税と同様に納税者を特定せず、村を単位として課された。ヤシ税の導入以前は、ヤシ樹の群生地のみを、基本地目区分の「果樹園」と見なし、他の作物と基本的に同じ方法で査定していた。しかしヤシ税の導入により、他の地目上に生育するヤシ樹についても地面とは別に課税することが可能となった。しかし、上ビルマにおける税収が地租だけでは不十分であったとはいえ、なぜヤシ樹そのものを課税対象とする税の導入が可能だったのだろうか。

ここで本論と関係する範囲で、ヤシ樹及びヤシ糖について、簡単に触れておこう。課税対象となったパルミラヤシは熱帯アフリカ原産であり、東南アジアでは上ビルマ、カンボジア、南部セレベス、小スンダ諸島などの乾燥地帯に成育している [松山 1996: 28]。上ビルマでは田の畦、川の土手、窪地などに多く成育し、家の屋根、紐、敷物、かご、導水管、ヤシ酒など様々な用途で利用されたが、最も商品的価値があるのは、糖液から作られるヤシ糖であった [Settlement Reports, V/27/314/316 (Pakokku) 1934: 386-387]。王朝時代には、ヤシ糖は王の専売品として商われており、1880年代にはヤシ糖の専売権のために、商人は年に21万チャット支払ったとされている [Toe Hla 1987: 95-96]。植民地期のヤシ糖の正確な生産量、流通量は不明であるが、課税のために計測された本数から推定してみると、1910～20年代、上ビルマ全体でのヤシ糖生産量は約45,000トンであった。上ビルマ最大のヤシ糖産地であるパコック県とミンジャン県では、イギリス系資本の蒸気船により下ビルマに移出された量だけで、年に約5,000トン～7,000トンに及び、さらにこれに加えて、ビルマ在来の小舟 (資料中では country boat) によっても、相当量移出されていた [Settlement Reports, V/27/314/312 (Myingyan) 1917: 52; V/27/314/315 (Pakokku) 1910: 3]。

14) ヤシ酒 (toddy) も商品的価値は高かったが、査定の対象となったのは、ヤシ糖だけであった。

最初にヤシ税を導入したシュエボー県では、ヤシ樹を課税対象とする理由の一つとして、生育するヤシ樹の本数は、場所により様々であるので、土地の収益に還元することが困難であることを挙げている。実際当時のビルマ人からも、土地を単位として課税することの不公平さは訴えられていた [Settlement Reports, V/27/314/343(Shwebo)1906: 147]。しかしこれは他の作物についても、多かれ少なかれ言えることであり、理由として十分とは言えないだろう。

むしろヤシ税導入の背景には、ヤシ樹と土地の保有者がしばしば異なっていたため、土地に対する課税が不可能であるという事情があった。ヤシ糖業の盛んなパコック県のイエザジョーでは、1.5 エーカーの田の畦にヤシが 50 ～ 60 本立っており、それらを土地の保有者とは別の者 4, 5 人が保有し、さらにそれを 5, 6 人の糖液採取者に貸し出しているという例さえあった [Settlement Reports, V/27/314/316 (Pakokku) 1934: 369]。樹木と土地の保有者が異なっているという例は、特にパルミラヤシの場合に顕著であった。マンダレー県での調査によると、パルミラヤシは 2,974 本中 2,448 本が、ココヤシは 1,397 本中 537 本、マンゴーは 3,541 本中 627 本が土地の保有者に属していなかった [Settlement Reports, V/27/314/288 (Mandalay) 1924: 52]。

このように土地とヤシ樹の保有者が分離していた背景には、当時の上ビルマでは、パルミラヤシは、しばしば地面とは別に、相続、質入れ、販売が行われるという慣行があった。1 本のヤシ樹の質入れにより、パコック県では 5 ～ 6 ルピーをたやすく借りることができた [Settlement Reports, V/27/314/316 (Pakokku) 1934: 387]。またヤシ樹が質入れされた場合だけでなく、土地が質入れされた場合にも、土地とヤシの保有が分離する可能性があった。上ビルマの質入れ慣行では、質入れされた土地の債権者が、占有中に土地の元の持ち主の許可を得てヤシ樹を植えた場合、土地が請け戻された後も生涯の間、地方によっては永久に、木は植えた人のもとに残った [Settlement Reports, V/27/314/343 (Shwebo) 1906: 57-58; V/27/314/316 (Pakokku) 1934: 41]。ヤシ樹は、質入れだけでなく、相続の対象ともなった。土地とパルミラヤシの相続が別々の人間によって行われることは珍しいことではなかった。ミンジャン県では 1 本の木を 40 人もの人数で共同相続している例も見られた [Settlement Reports, V/27/314/312 (Myingyan) 1917: 114]。

このようなヤシ樹をめぐる錯綜した所有関係は、納税者を正確に特定することを困難にし、村を課税単位とする要因にもなった。ミンジャン県や下チンドウィン県では、当初、所有権 (ownership) や先取特権 (lien) を記録することを試みたが、先述のように 1 本の樹木を 40 人で共同相続している例さえみられた為、この試みは放棄された¹⁵⁾ [loc. cit.; V/27/314/253 (Lower Chindwin) 1910: 107]。

15) このような場合、誰が税を支払ったのかは本稿が依拠している資料である「査定報告書」の範囲では分からなかった。

要するにヤシ税は、様々な収益に対する包括的な税であるタタメダから地租に切り替える際、土地とヤシの保有者が異なっていたために土地に対する課税が行えないという事情により、導入された税であった。ヤシ税は、ヤシ樹そのものを課税対象とし、1本1本の計測を行ったにもかかわらず、実際には村ごとに課されたという点からは、包括的な税であった王朝時代のタタメダの一部を独立させて残した税と言えるだろう。

IV 結 語

イギリスが植民地化した当時、上ビルマでは地租は限られた耕地にしか課されておらず、租税の中心はタタメダと呼ばれる税であった。タタメダとは、財産税 (tax on property) であると同時に、所得税 (income tax) であり、一部は地租 (land tax) でもあるような包括的な税であり、ミョウ、ユワ (村) を単位として課されていた。このような社会に、イギリス植民地政府は、個々の耕作者を直接の納税者とするライーヤットワーリー制を基本方針として、地租制度を導入した。

イギリスは地租制度の導入にあたり、「純収益」の2分の1を課税額とすることを目標とし、詳細な地積測量を行ったが、このような額を実際に課税することはできなかった。それには主に三つの原因があった。第一に、「純収益」を算出するための「生産費」には、耕作者の自家労賃等が含まれていないなど、算定方法そのものに問題があった。第二に、査定事業の過程で非国有地と認定された土地は、王朝時代には地租が徴収されていなかったもので、課税額を国有地の4分の3とする譲歩策を導入せざる得なかった。第三に、ビルマでは収穫のあった耕地のみ課税対象とする「変動算定」制度が採られたので、課税される耕地面積は毎年一定ではなかった。そのため、地租だけでは十分な税収を得ることができず、査定事業により徴収されることとなった地租の額は、チャウセー県、マングレー県などの旧王都周辺の灌漑設備の整った県を除き、査定事業が行われる以前に徴収されていたタタメダと地租の合計額に及ばない県がほとんどであった。

このような状況のなか、地租を補足するために導入されたのが、タタメダ税とヤシ税であった。英領下のタタメダ税は、定義上は非農業所得に対する税とされていたが、非農業所得そのものを算定したわけではなく、その算定方法及び税の徴収方法から窺うに、実質的には王朝時代のタタメダを一部形を変えて存続させた税であった。この点については、ヤシ税も同様であった。しかし、ヤシ税が導入された背景には、単なる税収の増加だけでなく、土地とヤシ樹の保有者が異なっているという上ビルマの慣習を考慮しなければならないという事情もあった。

以上の結果、査定事業で扱われた税、つまりタタメダ税、ヤシ税も含む広義の地租全体のう

ち、土地そのものを課税対象とする狭義の地租が占める割合は6割程度にとどまり、残りはタメダ税とヤシ税が占めることとなった。要するに、上ビルマに導入された地租制度においては、土地そのものに対する税を個々の耕作者から直接徴収するというライーヤットワーリー制の原則を貫徹させることができなかったのである。その理由としては、そもそもライーヤットワーリー制自体が、ビルマ社会に適合的でなかったためではないかという仮説を筆者は立てている。この仮説の検証のためには、ビルマの土地制度そのものについての研究を深めなければならない。これは今後の課題としたい。

参 考 文 献

資 料

Settlement Reports

- V/27/314/253. (Hardiman, J. P.) 1910. *Report on the Regular Settlement of the Lower Chindwin District, Season 1906-09*. Rangoon.
- V/27/314/281. (Gibson, R. A.) 1906. *Report on the Revision Settlement Operations in the Kyaukse District, Season 1902-03*. Rangoon.
- V/27/314/282. (Stewart, J. A.) 1923. *Report on the Second Revision Settlement Operations in the Kyaukse District, Season 1919-22*. Rangoon.
- V/27/314/283. (Hertz, W. A.) 1905. *Report on the Settlement Operations in the Magwe District, Season 1897-1903*. Rangoon.
- V/27/314/284. (Reynolds, H. O.) 1921. *Report on the Revision Settlement Operations in the Magwe District, Upper Burma, Season 1915-19*. Rangoon.
- V/27/314/285. (Laurie, M.) 1894. *Report on the Settlement Operations in the Mandalay District, Season 1892-93*. Rangoon.
- V/27/314/286. (Gibson, R. A.) 1905. *Report on the Revision Settlement Operations in the Mandalay District, Season 1903-05*. Rangoon.
- V/27/314/288. (Searle, H. F.) 1924. *Initial Report on the Second Revision Settlement Operations in the Mandalay District, Season 1922-23*. Rangoon.
- V/27/314/295. (Gibson, R. A.) 1900. *Report on the Settlement Operations in the Meiktila District, Season 1896-98*. Rangoon.
- V/27/314/297. (Keith, W. J.) 1911. *Report on the Second Settlement Operations in the Meiktila District, Upper Burma, Season 1907-10*. Rangoon.
- V/27/314/300. (Parsons, O. S.) 1900. *Report on the Settlement Operations in the Minbu District, Season 1893-97*. Rangoon.
- V/27/314/301. (Gibson, R. A.) 1908. *Report on the Revision Settlement Operations in the Minbu District, Season 1904-07*. Rangoon.
- V/27/314/311. (Carey, B. S.) 1901. *Report on the Summary Settlement Operations in the Myingyan District, Season 1899-1901*. Rangoon.
- V/27/314/312. (Furnivall, J. S.) 1917. *Report on the First Regular Settlement Operations in the Myingyan District, Season 1909-13*. Rangoon.
- V/27/314/315. (Owens, F. C.) 1910. *Report on the Settlement Operations in the Pakokku District, Season 1905-10*. Rangoon.
- V/27/314/316. (Pearce, C. F. B.) 1934. *Report on the First Revision Settlement in the Pakokku District, Season 1927-31*. Rangoon.
- V/27/314/338. (Parlett, L. M.) 1903. *Report on the Settlement Operations in the Sagaing District, Season 1893-1900*. Rangoon.

- V/27/314/339. (Swithinbank, B. W.) 1921. *Report on the Second Settlement Operations in the Sagaing District, Season 1915-18*. Rangoon.
- V/27/314/343. (Grahame, W. F.) 1906. *Report on the Settlement Operations in the Shwebo District, Season 1900-06*. Rangoon.
- V/27/314/345. (Williamon, A.) 1924. *Report on the Revision Settlement Operations in the Shwebo District, Season 1918-23*. Rangoon.
- V/27/314/370. (Gibson, R. A.) 1902. *Report on the Settlement Operations in the Yamethin District, Season 1898-1901*. Rangoon.
- V/27/314/371. (Smith, S. A.) 1913. *Report on the Second Settlement of the Pyinmana Subdivision of the Yamethin District, 1910-12*. Rangoon.
- V/27/314/372. (Richards, C. J.) 1928. *Report on the First Revision Settlement of the Yamethin Subdivision of the Yamethin District, 1925-27*. Rangoon.

その他

- Report on the Committee Appointed to Examine the Land Revenue System of Burma*, Vol. 1. 1922. Rangoon: Superintendent of Government Stationary and Printing.
- Superintendent of Government Stationary and Printing. 1913. *Burma Gazetteer, Meiktila District*, Vol. B.
- _____. 1913. *Burma Gazetteer, Minbu District*, Vol. B.
- _____. 1913. *Burma Gazetteer, Chindwin District*, Vol. B.
- The Upper Burma Land Revenue Manual 1939*. 1939. Rangoon: Superintendent of Government Stationary and Printing.

英文二次文献

- Andrus, J. R. 1948. *Burmese Economic Life*. Stanford.
- Furnivall, J. S. 1957. *An Introduction to the Political Economy of Burma*. (3rd. ed.) Rangoon: Burmese Advertising Press.
- Ito, Toshikatsu. 1995. Thu-gyi and Sit-tan, Rural Administration in Late 18th and Early 19th Century Myanmar. *Aidaishigaku* 4: 149-167.
- _____. 1996. Dathama-baga Ngwe-daw and Thugyi-ship, Administrative System in the Middle Konbaung Period. *Traditions in Current Perspective, Proceedings of the Conference on Myanmar and Southeast Asian Studies* (15-17 Nov., 1995): 43-58. Yangon: Universities Historical Research Centre.
- Toe Hla 1987. Money-Lending and Contractual thet-kayits, 1819-1885: A Socio-Economic Pattern of the Later Kon-baung Period, 1819-1885. Ph. D. Dissertation, Northern Illinois University.

邦文二次文献

- 岡本郁子. 1997. 「植民地期ビルマの地租制度と土地所有権」『東南アジアの経済開発と土地制度』水野広祐；重富真一（編），研究双書 No. 477. 81-114 ページ所収. 東京：アジア経済研究所.
- 斎藤照子. 1975. 「伝統的農村社会の解体と農民叛乱」『ビルマ——その社会と価値観』大野 徹；桐生 稔；斎藤照子（編），93-156 ページ所収. 東京：現代アジア出版会.
- _____. 1985. 「英領ビルマにおける初期土地制度 1826-1876」『東南アジア研究』23 (2): 142-154.
- 松井 透. 1987. 『イギリス支配とインド社会——19 世紀前半北インド史の一研究』東京：東洋文化研究所研究報告.
- 松山 晃. 1996. 『東南アジアの伝統食文化——その形成と系譜』東京：ドメス出版.